

自力通学における規程

(総則)

第1条 本規程は、青森県立弘前第一養護学校の小学部と中学部、高等部の児童生徒（以下「児童生徒」という）の自力通学について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童生徒の自力通学は、主として青森県立弘前第一養護学校児童生徒が路線バス等の公共交通機関と徒歩、自転車（高等部のみ）で通学するものとする。

(自力通学認定基準)

第3条 以下の基準を満たした児童生徒は、自力通学の対象とする。

- 一 保護者の責任のもと、理解と協力が得られること
- 二 児童生徒の体調が良好であること
- 三 障害や病気を自分で制御できていて、服薬等により発作がコントロールされていること、その程度によっては主治医の意見、判断を得られていること
- 四 自力通学練習及び通学指導の評価表をすべて満たしていること
- 五 校則及び公共のルール、マナーを理解し、守れること
- 六 不測の事態に対応する手段があり、それを実行できること

(通学経路及び路線バス利用時刻)

第4条 自力通学する児童生徒の通学経路と路線バス等の公共交通機関を利用する時刻については、事前に通学調べにより学校に提出することを原則とする。

(通学生の事故防止)

第5条 児童生徒の通学上の事故防止のため、児童生徒の保護者は、第3条に定められた事項を遵守するものとする。

(通学指導)

第6条 児童生徒の利用状況と路線バス内での環境を把握するため、4月、8月、1月に通学指導を実施する。

(自力通学練習)

第7条 自力通学練習を小学部と中学部では年二回実施する。全学部において希望があった場合には、その都度実施する。自力通学練習中は、生徒指導部と学級担任が協力して交代で乗車して指導にあたる。

(その他の事項)

第8条 その他、自力通学について必要な事項が生じた場合は別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和4年4月1日より施行する。
令和4年8月5日一部改定